

代表制民主主義と直接民主主義の間

—— 参加民主主義、熟議民主主義、液体民主主義

五野井 郁夫 *

はじめに

多くの先進国で財の再分配はうまくいっておらず、この四半世紀で格差はさらに広がりがつつある。⁽¹⁾そしてこの格差拡大は他でもない代表制民主主義のもとで生じており、先進国では非暴力のデモやストライキに留まらず、様々な暴力を伴う状況も散見される。これは、民主化によって社会の平等がかなりの程度実現されることで、人々の不満が次第に解消されるため大きな革命は今後稀になるという、トクヴィル・テーゼとは逆向きの歩みだともいえる。

制度としての代議制民主主義は共同体における集合的な意志決定を多数者で行う制度によって、政治に参加する個人の負担軽減を可能にしたことにくわえて、リベラル・デモクラシーにおいては利益集団多元主義であれ、ネオ・コーポラティズムあれ、利益の再配分をめぐる競争とそれに伴う所得再分配の機能が、20世紀の福祉国家レジームのなかで想定されていた。⁽²⁾

こうした再配分がうまくいかないばかりか、民意を無視した寡頭制的な政治経済体制の強化による権力エリート支配の進行が、民主主義を危機的状況に追い込んでいるという主張もなされている。⁽³⁾ グローバルに展開する金融資本主義との連携によって、一握りのエリートが大企業と結託して政治の方向性を決めていくといった主張もこの延長線上にある。これらの主張の前提は、基本的に経済的なものが議会政治や個人の投票行動といった政治的なものに不当な影響を与えているとするものである。

このような見立てに対して、現在の代議制民主主義の維持を前提としない民主主義論の場合には、21世紀においても20世紀と同様に、政治はさまざまな方向性に関われている。他方で代議制民主主義の維持を前提とした上で、それでも代議制という既存の院内の民主主義がうまく機能していないのであれば、別のしかたでの民主主義の回

* 高千穂大学経営学部、国際基督教大学社会科学研究所研究員、E-mail: gonoit@takachiho.ac.jp

路を模索し、代表制へと接続し刷新するという選択肢を提示する者もいる。これらにはハート&ネグリの現在の代表制を否定ないし補完する民主主義のあり方を想定する参加民主主義や、とくに2000年代以降で実際の政策でも実施されている熟議民主主義、デジタル・デモクラシーを前提とした液体民主主義まで幅広い⁽⁴⁾。

本論文では代議制民主主義の維持を望まない立場を除いた参加民主主義、熟議民主主義、液体民主主義という、これら3つの民主主義の方向性の利点と課題を検討することで、代表制民主主義の機能不全や危機といわれている状況へのオルタナティブを模索してみたい⁽⁵⁾。

本論文が検討する3つのデモクラシーモデルはいずれも代表制民主主義と参加民主主義の間に位置する。代表制デモクラシーならびに直接民主主義からなる2極の民主主義モデルにとってのオルタナティブとなりうる近年の参加民主主義、熟議民主主義、液体民主主義というこの3つの主要な民主主義理論の可能性と限界を検討することで、代議制民主主義を刷新するための知見を提示する。液体民主主義とは、情報化社会とソーシャルネットワークが進展した社会での民主主義の政治における理念と投票のためのプラットフォームであり、スウェーデンやドイツの海賊党によって発案され実践されているオープンソースである。近年では液体民主主義のアイデアは一部、ドイツ連邦議会のワーキンググループなどで実践されている。

本論文では、この液体民主主義も含む3つのデモクラシーモデルの検討を通じた民主主義内での「混合政体」を提示することで、既存の代表制デモクラシーと直接民主主義を架橋する理論枠組みを提示する。

I. 参加民主主義

まず、代表制民主主義のような議会内での民主主義の制度改革と再生、選挙を通じた改良を求める民主的参加にくわえて、選挙における投票以外の民主主義にまつわる広範な政治活動として参加民主主義があげられる⁽⁶⁾。

代表制民主主義は各国で採用されているが、上述の通り民意の反映されなさや実質的な寡頭制化など、様々な機能不全や危機が叫ばれている。また、階級的なものの拡散とアイデンティティ・ポリティクスの台頭に象徴されるように、かつての政党政治が想定していたような各集団間による利益競争もうまく機能しなくなっている。

参加民主主義は、議会政治に先立って存在し、ある質を質のまま訴えかける場合もあれば、民主的な数へと変換し議会外の文化政治環境を変え、翻ってその動きを議会

内へと環流させるものとして想定されてきた。⁽⁷⁾ 日本では東日本大震災をひとつの分水嶺として、間接民主主義では人々の意思が現実政治に反映されにくいと考える市民の間において草の根レベルで数になることの重要性が見直されつつある。

この流れは、何も日本に限ったことではなく、今日世界と日本に共通して見受けられる共振現象である。2010年代は、民主主義国か否かに関係なく、路上から参加民主主義の政治が再び隆盛しつつある。民主主義が達成されてない国では民主主義と正義を求める運動として、民主主義国では議会政治の機能不全を目の当たりにした人が議会外から民主主義の是正を求める参加民主主義の運動として、既存の政治体制に対してさまざまな抵抗運動を自己組織的に起こすことで、世界中で既存の政治のモードや統治性の転換をはかろうとしている。

近年のラディカル・デモクラシーとしての参加民主主義の系譜は、1999年のシアトル暴動から2000年代前半には「ミドルクラス・ラディカリズム」、また2000年代後半から新しいアナキズム、また2010年代には「オキュパイ (Occupy)」という形式をとってきた。⁽⁸⁾ ここでの特徴は、右派ポピュリズムであれ左派ポピュリズムであれ、人々は受動的に受け止めるだけのペシミスティックな認識から、現状がかれらにとって不正義な状態であるとする認識ならびにその不正義を自らの力で変えようとする認識を持ちつつあり、それらを実行に移して国内外のメディアにアドボカシー活動を行い、こうしたアドボカシーの成功をもとにして政治家へのロビー活動をしやすくするなど、広範な世論の支持をとりつけることで政治の資源を獲得するグローバル・ジャスティス運動の側面も強く有している。

非民主的状況に対する怒りを契機とし是正を求める都市での叛乱は、ネット上での階級等を横断して広汎な動員をかのようにするものとしてハッシュタグ・アクティビズムを活用することで、一連のアラブの春のカイロ・タハリール広場、マドリードの15M運動での広場という公共空間で、不正義状態を是正しようとする議会外での参加民主主義の表現としてのデモと占拠へと人々を向かわせた。⁽⁹⁾ その反復が各都市の特性とのコンビネーションによって差延し、ニューヨーク、ロンドン、東京の官邸前や国会前、香港、台湾、そして各都市へと世界中へまたたく間にウェブを媒介として波及する過程で、当初のコピーからバナキュラーな場でのそれぞれの都市のオリジナリティが開花していったのである。

だが、参加民主主義においては参加者の民意は反映されているだろうが、そもそも参加していないサイレント・マジョリティの民意は反映されているとはいいがたい。

参加者の市民的徳と運動への献身的なコミットメントに依存しており、組織運営等の金銭的負担もふくめて過度に参加者への負担がかかる。また、コミットメントをしたからといって、必ずしも参加者が望むような結果になるわけではない。というのも、参加民主主義の政治は、アメリカの各州や都市で最低賃金15ドルを勝ち取るなど議会政治のトラックにうまく乗せることができる場合もあれば、各国の政治体制が脅威と感じる閾値を越える叛乱として表出した際には、アラブの春が結果的にチュニジア以外では安定した民主的政権を創出し維持できなかつたように、民主主義の政治文化を不理解な勢力によって鎮圧が容赦なく推し進められる場合もあるからである。

これらの成功度合いと参加者の負担は、国内ならびに国際的な政治的機会構造が開いているか否か、そして政治的なアクションを各国の政府と社会がどれほど許容するかによって異なる。

さらに、参加者間の意思決定過程にも課題が存在する。そのなかでもとりわけ注視すべきは参加民主主義のフォーマットとしてしばしば採用されるアセンブリー（assembly）とスポーク会議（spoke council）における、各参加者個人の時間的・空間的コストという課題である⁽¹⁰⁾。アラブの春以降の院外の民主主義の政治で可視的な潮流の代表的なものは、人民主権と法の支配を取り戻そうとする、古くも新しいアセンブリーの政治の萌芽である。しなしながらそのアセンブリーというフォーマット自体が含みこんでいる時間的コストについては、多くの参加民主主義の組織が全体会合としてのアセンブリーと参加者同士がみな直接的に意見を言い合えるような規模のスポーク会議に分かれて行われる。スポーク会議で議論をして上がってきたものを総会の議場で吟味するが、これらはいずれもボトムアップで議論をするため、ほぼつねに議論偏重型であるとともに、各人の意思を尊重するため意思統一や調整にかなりの時間を必要としてしまう。そしてそれらの会合に参加できるのは、古代アテナイのアゴラと同様に、ある程度資産があるか生活に困らない程度の財産を有しているものに実質的に限られてしまう。

くわえてこれらのアセンブリーとスポーク会議を開催しようとした場合、実際に人々が集合行為を行うための場所が必要となるため、空間的コストが生じる。その意味では、参加民主主義の条件というのは広場や公園といったミーティングポイントの確保ならびに、路上の開放度合いなどがその成否の条件付けとなってくるのである。

II. 熟議民主主義

本来、近代の代表制民主主義は個人が意思決定に際して引き受けざるを得ないことに伴う「荷重超過」の状態を改善しつつ、かつ政治体における規模の問題を解決すべく構想されている。⁽¹¹⁾つまり参加民主主義のように、生活者市民である個人が市民的な徳をつねに発揮することで、デモクラシーの根源的な意味である民衆による自己統治を実現することは、生活に追われる現代社会ではなかなか困難である。そうであるがゆえに、代表制民主主義であれ参加民主主義であれ意志決定に、人々の民意がより反映され、かつ無理のないかたちでかかわりうる方途が必要とされる。こうした方途として現実に行われているのが、熟議民主主義である。

熟議民主主義は必ずしも公的な機関や組織などを想定するわけではないが、現在まで18以上の国と地域で行われている熟議民主主義の発想に基づく討論型世論調査は、公共的な討議の場としてのミニ・パブリックスとその制度設計を前提としている。ミニ・パブリックスは、社会経済関係や影響力など、特定の支配的な声が議論の場を独占してしまわないよう、熟議の参加者が議題について議論できる程度の十分な知識を持ち意見表明ができるような工夫がなされている。また、熟議に参加することで実際に生じうる物理的・心理的負担も取り払うことが可能な制度設計が必要となる。

このような指針のもと、専門家と一般市民が科学技術分野の政策について熟議するコンセンサス会議や、無作為抽出の市民が特定のテーマを熟議し、意見の変化度合いもふくめて民意を測定する熟議世論調査などが実現されている。

ではこの熟議民主主義にもとづく世論調査による民意の把握には具体的にどのような意義と課題があるだろうか。

この問いを考える上で示唆的なケースは2009年以降日本でも行われているもののうち2012年にジェームズ・フィッシュキンを監修委員会の委員として迎え、座長の曾根泰教のもと日本政府とともに慶應義塾大学DP研究センターが世界で初めて行った討論型世論調査である。同調査は、全国の20歳以上の男女を対象にした無作為抽出による世論調査(有効回答数6849)と、その回答者のうち2012年8月4～5日に都内で開催した討論フォーラムへの参加の呼びかけに応じた286名の参加者に対して行った2回目と3回目のアンケート調査を柱とする無作為抽出によって一般市民を選出することで、代表性をもつ「社会の縮図」を科学的に構成し、その上で2日間にわたって主要な政策選択を討議した。⁽¹²⁾2回目のアンケートは討論フォーラムの冒頭で行い、3回目のアンケートは討論フォーラムの終了時に行うことにより、熟慮の結果、国民の意見かどう

変化したかを測定した結果、討議に参加した人たちは確実により多くの情報を獲得し、主要な点で意見を変えるなど民意の変化も確認された。くわえて、外部の目で運営の中立性に関し評価を行う「第三者検証委員会」も設置し、結果を発表するなどの中立性の担保にも努めている。

このことから、同時期に行われた公募型の意見聴取が利害関係者による動員となった結果、過去の公聴会同様に「やらせ」とも取られかねない参加者構成比率に留まったのは対照的で、不毛な二項対立や既存の利権構造の反映といった条件から自由な民意の測定という点で、画期的な調査であったといえる。

さらに同討論型世論調査では、「世論調査と小グループ討論→全体会議」という討論フォーラムを2度経てのアンケート調査後も意見変容しなかった参加者層は、自説を変えなかったこともまた証明されている⁽¹³⁾。少数派のかれらが自身の意志をより強固にしたかどうかまでは分からないが、意志が強固であることは可視化されたのである。

概観したように熟議民主主義は個人とフォーマルな制度の間に場をつくり、政治参加と民意の変化をも可視化することで、各参加者に政治体の課題や自身の意見が政治体にとってどういうものなのかを理解させる教育効果を有する。それとともにこうしたコミットメントの過程を経て練り上げられた民意は、透明性も公開性も高いため、政府や地方公共団体が率先して行っている場合、結果を議会の側が公共政策の参考にすることで既存の議会制と参加の間を補完する機能も期待できる。

では、熟議民主主義への参加コストや負担、そして実際の政策への反映についてはどうだろうか。「エネルギー・環境の選択肢に関する討論型世論調査」では2日間、また2010年に実施された「藤沢市における討論型世論調査」では1日間（9時から17時半まで）かかるため、けっして少ないとはいえない。⁽¹⁴⁾

参加民主主義と同様、これに既存の代表制民主主義のコミットメントも前提とする場合、参加者の負担は基本的に増える方向になる。また、コーディネーターを置くことである程度は緩和されるにせよ、熟議において必須である全体やグループでの討論は熟議にとってより重要とされる理性的な価値のみ重視され、それ以外の価値は軽視されがちとなる場合もある⁽¹⁵⁾。

政治への影響力の側面で見れば、国や地方公共団体の政策の一環で行われる場合にはあくまで公共政策を決定する上での参考に資するものと位置づけられているため、第三者委員会等の設置により手続き的な正当性や透明性の確保はなされているが、こ

のような場合には基本的に体制転換等のラディカルなイシューには向いていない。

Ⅲ. 液体民主主義

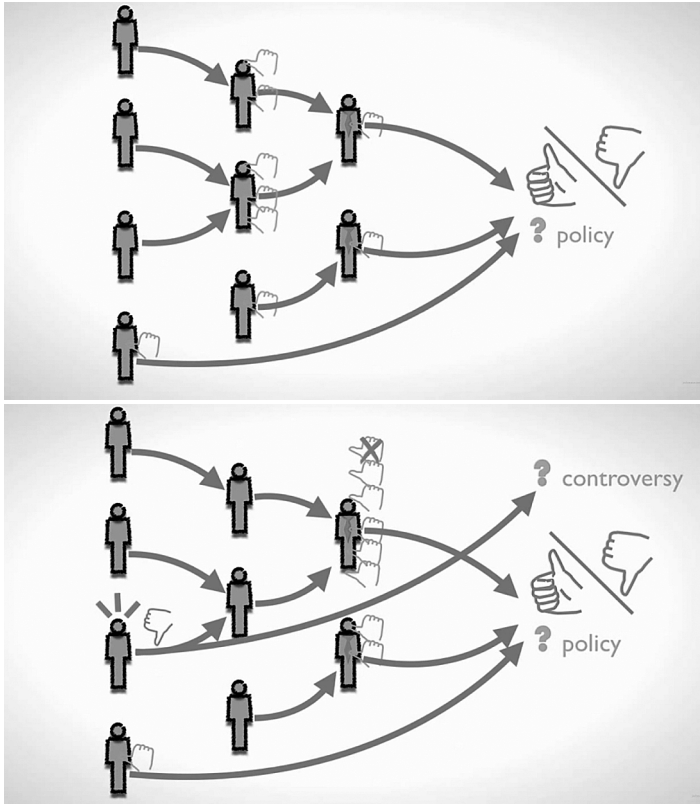
参加民主主義や熟議民主主義は、程度には差はあれどもどちらも個人にとっては時間・空間的に制約の伴うコミットメントを必要とする。

液体民主主義 (liquid democracy) は委任民主主義 (delegative democracy) ともいわれるもので、代表制民主主義と直接民主主義という2つの民主主義からなる、いわば民主主義間の混合政体的なものである。⁽¹⁶⁾ 代表制民主主義では有権者の意思がそれぞれの政策に反映されにくい、他方ですべての政策決定について全員参加で決める直接民主主義は参加者の物理的負担が極めて大きいなか、液体民主主義では直接的に特定の政策決定にかんしてのみ、信頼する者を代理人 (delegate) とすることで自身の投票権の委任を認めるというものである。

全政策にかんする代理あれば、代表を選ぶ代表制民主主義と何ら変わらなくなってしまうが、液体民主主義の違いは代理人の範囲を選択できることである。それぞれの参加者は自身が委任した政策については、既存の代表制民主主義と同様に個人として受動的な役割となるが、他方で他の政策決定では代理人として自分で草案や改正案の起草を行う役割を担うことができる。

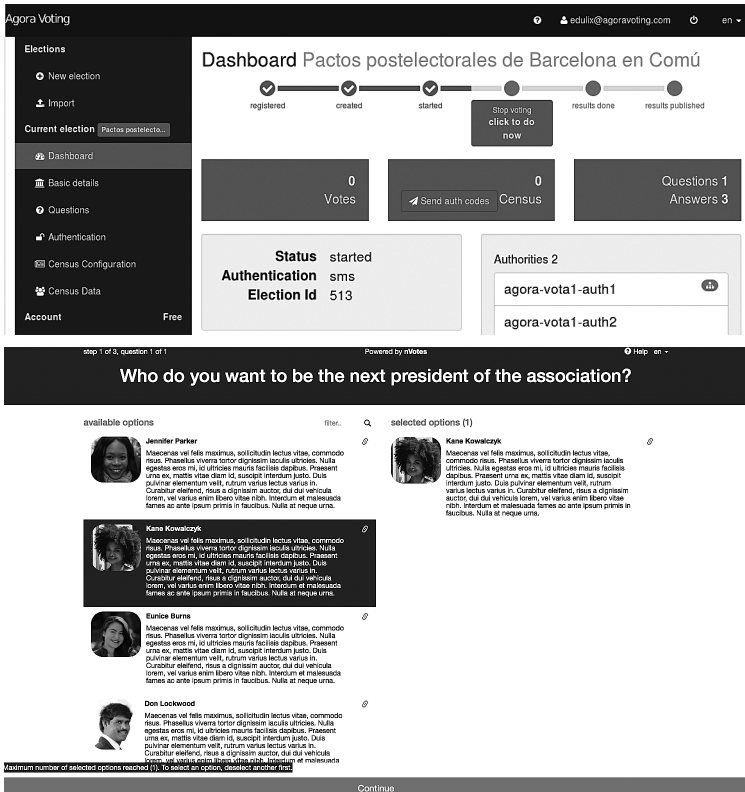
液体民主主義のユニークなところは、委任を受けた代理人の側もさらにまた他の代理人に委任可能であるため、自分が委任した以外の代理人に賛成できない場合は、委任者は自分の委任を取り下げる過渡的な委任 (transitive delegation) ができるというものである (図表1)。

図表1 液体民主主義の委任モデル⁽¹⁷⁾



さらに委任代理人関係の選任することによって、代議制民主主義のように代表となるための選挙運動などは不要となるため、代理人になるコストは少なくそれによって政治参加への障壁を撤廃するといった、既存の代表制民主主義において問題とされていた代表となる側にとっての負担面の軽減もなされている（図表2）。

図表2 液体民主主義のデモ画面⁽¹⁸⁾



これらの意思決定と委任代理人関係の選任の仕組みは、当初は過渡的な委任機能のないソフトウェアであるアドホクラシー（adhocracy）によってドイツの海賊党で試みられていた。のちにビットコインにも活用されているブロックチェーンのような分散型のシステムを応用したリキッド・フィードバック（Liquid Feedback）やアゴラ・ポーティング（Agora Voting）などのオープンソースのソフトウェアやウェブサイトを活用して、委任者のプライバシーを保護しつつ、またネット上での熟議も担保しつつ実現されるとしている。⁽¹⁹⁾ 従来の商取引におけるプライバシーのモデルは、情報へのアクセスを関連団体と信頼のおける第三者機関に限定することで一定レベルのプライバシーを実現していた。全取引を公開することは従来の証券取引で行われてきた限定的なアクセスの可能性を除外してしまうが、他方で情報のフローを各箇所で見断するこ

とによってプライバシーを保つことができる。ブロックチェーンの仕組みとはパブリック・キーを匿名にすることで、誰かが他者にどれだけのコインを送っているかは公開されるものの、その取引情報は誰にもリンクされることはないというものだ。これによって個別の取引の時間やサイズ等は公開されていながらも、取引の当事者の匿名性を保全しつつ証券取引で公表されるのと同等の情報レベルを担保するものとなっている。さらに追加のファイアウォールとして、同一の所有者にリンクされることを防止するために、取引の一回ごとに新しいペアのキーを用いる技術を採用している。

このような意思決定と委任代理人関係の選任の仕組みを具備した液体民主主義の試みは、歴史的にはストックホルム郊外の地域政党であるデモックス（Demoex）が2000年にサイバースペース上で開始した。のちにスウェーデンやドイツをはじめとする欧州諸国の海賊党も意思決定プロセスに液体民主主義を導入した経緯があり、現在でも代議制民主主義と参加民主主義の間の参画をめぐるトレードオフを解消するものとして期待されている。⁽²⁰⁾ なお海賊党が初期に使用していたアドホクラシーは、2011年2月からドイツ連邦議会の「インターネットとデジタル社会」部会でも市民参加のツールとして採用されている⁽²¹⁾。

しかしながら、もちろん液体民主主義にも様々な課題がある。そもそもインターネット接続を前提としていることから、デジタルディバイドによって参加の度合いが左右されることはいうまでもない。また、ビットコインの取引と異なり、民主主義はその結果や過程での透明性のみならず、オンライン端末で参加するにせよ本人認証と意思確認が必要とされる。だが、投票所などでの本人確認や参加民主主義での総会とスピーク会議、熟議世論調査でのグルーピングとは異なり、リキッド・フィードバックやアゴラ・ボーティングでは端末に向かっていて人間が登録されている本人の意思かどうかを確認することは困難であり、可能性として世論誘導や買票は、代表制民主主義よりもハードルは低くなる。

なお液体民主主義を称揚した海賊党に現実的に生じた問題として、ドイツの海賊党についてはネットワーク型組織の強みや階層性のなさを訴えながらも、実際には党のネットワークが官僚化していることや、透明性とプライバシーの問題、さらには既存の政党のような明白なビジョンの欠如などのさまざまな問題点が2013年段階ですでに指摘されている。⁽²²⁾

おわりに

これまでみてきたように現代の代表制民主主義が直面している様々な問題点に対しては、参加民主主義、熟議民主主義、液体民主主義の側からの補完や解決が試みられてきた。それぞれ参加者に対する物理的な負荷や参加資格、民主的正当性、民意の反映の仕方におけるテクニカルな問題など、さまざまなハードルが存在し、代表制民主主義が抱える今日的な問題を、即時的かつ劇的に解決できるまでにはなっていない。

現代の代表制民主主義の改善という点で民意を反映させることに重きを置いた場合には、東浩紀によるパオロ・ヴィルノの議論の2000年代的な応用であるルソーの「一般意志」再解釈という問題提起を受けて、街頭や議論の場、ネット上に表出されている「無意識」をも汲みとることを模索する構想もないわけではない。⁽²³⁾ たたとえば、空井護は「熟議による意見対立の解消と合意の形成を過度に有り難がる風潮には、著者も大いに違和感を覚える。また、無意識の反応を意識的なそれより劣ったものと見なすのは、もはや『近代』に典型的なドグマの仕業としか思えない」として、規範化された熟議市民と、他方でネット上の空気や無意識が技術的に可視化されることで自らの無意識を選好とする市民との間で、市民の無意識が形成する空気を政治決定者が読み取りつつ決定を下してゆく「現代民主政1.5」を提唱している。⁽²⁴⁾ ここでは市民が政策決定者の読み取り能力の方や質を熟慮して判断し、選挙に臨むというサイクルが想定されている。

空井の議論がきわめて魅力的なのは、すべての市民がこの「現代民主政1.5」に参加するわけでもなく、また参加を強制されているわけでもなく、傍観者に留まることができる点であり、またそれとともに、ホップズの『リヴァイアサン』における代表理論を引証して、政策決定者がどのようなメカニズムで代表、あるいは代理されるのかを組み替えている点であろう。

ホップズの議論では政策決定者の決定をも市民自身に帰属すると見なしうるか否かという点につき、代表者を市民が認定した以上は代表者の決定を自分に帰属させる義務が被代表者たる市民にはあるとしている。そのうえで、空井はむしろ逆に市民が自己のものとして引き受けることを納得できる決定が下されているときに、「その市民は政治的決定者によって代表され、その決定者は当該市民を代表すると理解する」と説くのである。⁽²⁵⁾ 空井はやや謙遜してこの構想を「夢」だと語っているが、じつは先に検討した液体民主主義における過渡的な委任については、ホップズ自身が代表(Representative)を代理人(Vicar)と互換的に使用していることから、無意識の可

視化をのぞいた空井の構想を一部分実現したものと捉えることも可能だろう。⁽²⁶⁾

他方で、そもそも市民の意志とかけ離れていることをもって民意が反映されていないとすることについては、批判的な立場も歴史的につねに存在してきた。近年では、たとえば早川誠は、代表制の役割を民意のような意志ではなく判断の領域に働きかけるものだとするウルビナティの代表制にかんする議論を引きつつ、直接民主主義と比較して民意を反映しないことに代表制民主主義の制度的な特質をみる。つまり、市民は自己の意志実現を図る直接民主制的な政治主体ではないという制度的位置づけによって、必然的に客観的視点から自らの代表と政治を判断せざるを得ない立場に追い込まれるのであって、たんに市民らの意志とかけ離れていることのみをもって「民意からの離反だと非難するのであれば、それは議論や施行を拒否する点で、むしろ反民主的な政治を生み出しかねない」と警鐘を鳴らしているのである。⁽²⁷⁾

ここで重視すべきは代表制民主主義と参加民主主義、あるいは熟議民主主義や液体民主主義のどちらがより優れているかといった不毛な問いの立て方ではなく、むしろ取り組むべきは民主主義をいかにしてより民主主義たらしめるかである。そこでの民主主義に主要な価値を置く民主主義論者らの間で、民主主義の内実をめぐる論争が起きている限りでのミニマムな合意としては、いかにして反民主的な政治の出現を阻止しうるのかである。

したがって、参加者各人の負担の軽減や民意の反映如何も、いうまでもなくこの目的を前提として考えられる必要がある。そのような目的のために有効だと思える民主主義の構想や制度であれば、「あれかこれか」ではなく、何であれ「あれもこれも」活用していくということが、現実的な方向性のひとつだろう。そのためには、かつて代議制民主主義の歴史的な出現過程がそうであったように、本論で検討した参加民主主義、熟議民主主義、液体民主主義の利点と欠点をそれぞれ比較検討して理解しつつ、さまざまな民主主義を「混合政体」的に掛け合わせることで、取捨選択してより良い民主主義を創造してゆくより他はないのである。

注

- (1) Thomas Piketty, *Le Capital au XXI^e siècle*, (Paris: Seuil, 2013), 52.
- (2) 代議制民主主義の孕む構造的危機に触れたものとしては、宇野重規・田村哲樹・山崎望 (『デモクラシーの擁護』ナカニシヤ出版、2011年) 32-33頁。
- (3) Sheldon, S. Wolin, *Democracy Incorporated : Managed Democracy and the Specter of Inverted Totalitarianism*, (Princeton: Princeton University Press, 2008), p.xii, 202.
- (4) Michael Hardt and Antonio Negri, *Declaration* (New York: Argo Navis Author Services, 2012), 11, 45-51.
- (5) 本稿では、代議制民主主義の制度ならびに現実の実践におけるアカウンタビリティとの関係に絞って検討をする。思想的な継受関係についてはまた稿を改めたい。
- (6) 参加民主主義論の代表的なものとしては C. B. Macpherson, *The Life and Times of Liberal Democracy*, (Oxford: Oxford University Press, 1977), 41-48. なお日本国内の法規でいえば公職選挙法の選挙運動と政治活動の区分などがこれに近い。近年の日本での参加民主主義論を政治動員に読み替えて論じたものとしては、山本圭『不審者のデモクラシー』(東京: 岩波書店、2016), 246-255頁。
- (7) 千葉真「代表制民主主義と参加民主主義との確執」、山口二郎・杉田敦・長谷部恭男編『憲法と民主主義を学びなおす』(東京: 岩波書店、2016年)、33-34頁; 五野井郁夫「議会主義と民主主義の政治」(『現代思想』vol. 43-14, 2015年) . 220-229頁。
- (8) 大嶽秀夫『新左翼の遺産』(東京: 東京大学出版会、2007年)、28-29頁; 五野井郁夫『デモとは何か 変貌する直接民主主義』(東京、NHK 出版、2012年)、206-210頁。
- (9) SNS のハッシュタグによって国境横断的・階級横断的に政治文化を愛好する類縁集団を形成し、政治的に活性化させることで人びとを動員する手法をハッシュタグ・アクティビズムという。類縁集団と群れの政治については、Donna Haraway, *Simians, Cyborgs and Women: The Reinvention of Nature*, (New York: Routledge, 1991), p.155. ならびに五野井郁夫「ソーシャル・ネットワークと群れの政治—再魔術化する日本」(御厨 貴 / 飯尾 潤 責任編集、サントリー文化財団「震災後の日本に関する研究会」編『震災後の文明』、東京: CCC メディアハウス、2014年)、249-252頁、を、またハッシュタグ・アクティビズムについては以下を参照されたい。Micah White “Clicktivism is ruining leftist activism,” *The Guardian*, (12 August 2010). Retrieved March 19, 2017; <http://www.theguardian.com/commentsfree/2010/aug/12/clicktivism-ruining-leftist-activism>; Dewey, Caitlin, “#Bringbackourgirls, #Kony2012, and the complete, divisive history of ‘hashtag activism,’” *The Washington Post*, (May 8, 2014) Retrieved May 31, 2017. https://www.washingtonpost.com/news/the-intersect/wp/2014/05/08/bringbackourgirls-kony2012-and-the-complete-divisive-history-of-hashtag-activism/?utm_term=.4500643bf5b6
- (10) アセンブリー (集会) における群れとは、ただ指導者に付き従うだけの司牧者権力的な群れではなく、個人が個を保ちながら自らの意思で選び取り横へとつながっていく政治を行う群れである。アセンブリーについては Judith Butler, *Notes Toward a Performative Theory of Assembly*, (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 2015), pp154-192. ならびに Michael Hardt and Antonio Negri, *Assembly*, (Oxford: Oxford University Press, 2017), xxi を参照されたい。
- (11) 宇野・田村・山崎、前掲書、32-33頁。
- (12) 慶應義塾大学 DP 研究センター「エネルギー・環境の選択肢に関する討論型世論調査 調査報告書」(神奈川: 慶應義塾大学、2013年), 4-6頁、Retrieved May 31, 2017.

- [http://keiodp.sfc.keio.ac.jp/wp-content/uploads/ エネルギー・環境 DP 調査報告書 .pdf](http://keiodp.sfc.keio.ac.jp/wp-content/uploads/エネルギー・環境 DP 調査報告書 .pdf)
- (13) 慶應義塾大学 DP 研究センター、同上、57 頁。
- (14) 慶應義塾大学 DP 研究センター「藤沢市における討論型世論調査 実施概要」(神奈川:慶應義塾大学、2010 年)、2 頁。<http://keiodp.sfc.keio.ac.jp/wp-content/uploads/fujisawa2/1-abstract.pdf>
- (15) たとえば James Bohman, “Epistemic Value and Deliberative Democracy”, *The Good Society*, Vol. 18. 2. 2009. pp. 28-34.; ミニバブルクスに対する反論と応答については田村哲樹『熟議民主主義の困難』(京都:ナカニシヤ出版、2017 年)、184-202 頁を参照されたい。
- (16) 液体民主主義は委任民主主義 (delegative democracy) と同義で使用されるが、政治学ではグリエルモ・オドネルがラテンアメリカの権威主義体制としての民主主義を分析する際に用いた「委任型民主主義 (delegative democracies)」と重なってしまうため、本論文では委任民主主義についても液体民主主義を採用する。Guillermo O'Donnell, “Delegative Democracy,” *Journal of Democracy*, 5(1), January, 1994, pp.55-69. 液体民主主義を概観したものとしては、Alois Paulin, “Through Liquid Democracy to Sustainable Non-Bureaucratic Government”, *Journal of E-Democracy & Open Government*, Vol 6, No 2. 2014, pp. 216-230. なお、液体民主主義のウェブサイトは以下の通り。<http://liquiddemocracy.org/view/welcome-visitors/view/liquid-democracy>
- (17) Jakob Jochmann, “Liquid Democracy In Simple Terms” 2012. 11. 18. より抜粋。
Accessed May 31, 2017. https://www.youtube.com/watch?v=fg0_Vhldz-8
- (18) Agora Voting のウェブサイトより抜粋; accessed May 31, 2017.。 <https://agoravoting.com>
- (19) Paulin, *Ibid.*, p.223. ブロックチェーンのプライバシー技術については、Satoshi Nakamoto, “Bitcoin: A Peer-to-Peer Electronic Cash System”. 2009, p.6.
<https://bitcoin.org/bitcoin.pdf>.; リキッド・フィードバックのソースコードについてはそれぞれ以下の通り。<http://liquidfeedback.org>
- (20) デモックス (Demoex) は Democracy Experiment の略。このデモックスのような地域政党が活動する土壌があったスウェーデンで海賊党は 2006 年に誕生している。同党が掲げる政策はインターネットに対する規制、プライバシーの侵害、企業による知的財産の独占的所有に反対するものとなっている。党の綱領は以下の海賊党インターナショナルのウェブサイトに掲載されている。<https://pp-international.net/about-ppi/statutes-of-ppi/> 海賊党設立の詳しい経緯は浜本隆志『海賊党の思想』(東京:白水社、2013 年)を参照されたい。<http://demoex.se/>
- (21) Bundestag, 2013 “Internetenquete Zieht Nach Drei Jahren Bilanz.” *Deutscher Bundestag website*. 2013. Retrieved May 31, 2017.
http://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2013/44022649_kw16_sp_internetenquete/index.html
- (22) Markus Feldenkirchen, “Ditching Transparency: Germany's Pirates Batten Down Hatches”, *Der Spiegel*, June, 07. 2013, Retrieved May 31, 2017.
<http://www.spiegel.de/international/germany/pirate-party-in-germany-grows-wary-of-transparency-a-904408-2.html>
- (23) Paulo Virno, *General Intellect*. 2001, Retrieved March 19, 2017.
<http://www.generation-online.org/pp/virno10.htm> (accessed March 12, 2011).; 東浩紀『一般意志 2・0 ルソー、フロイト、ゲーゲル』(東京:講談社、2011 年)、182 頁。
- (24) 空井護「現代民主政 1.5—熟議と無意識の間」『アステイオン』(77 号、2012 年)、45-46 頁。

- (25) 空井、前掲書、47頁。なおホッブズの議論の該当箇所は Thomas Hobbes, *Leviathan*, ed. by Richard Tuck (Cambridge: Cambridge University Press, 1991), p.114.
- (26) *Ibid.*, p.112.
- (27) 早川誠『代表制という思想』（東京：風行社、2014年）、194-197頁。Nadia Urbinati, *Representative Democracy: Principles and Genealogy*, (Chicago: University of Chicago Press, 2006), pp. 23-28.; Nadia Urbinati and Mark Warren, “The Concept of Representation in Contemporary Democratic Theory”, *Annual Review of Political Science*. Vol. 11: 387-412, June 2008., p.396.

〈謝辞〉 本研究は文部科学省科学研究費・若手研究（B）「グローバル・ジャスティス運動による規範形成とソーシャル・ネットワークに関する研究」（研究課題番号15K17003）の助成を受けた研究成果の一部であり、日本政治学会2016年度研究大会での報告ペーパーに加筆・修正をしたものである。報告当日は討論者の荒井紀一郎先生、吉田徹先生、司会の山田真裕先生から有益なコメントを多数頂戴した。深く御礼申し上げる。

参考文献

- 宇野重規・田村哲樹・山崎望『デモクラシーの擁護』京都：ナカニシヤ出版、2011年。
- 大嶽秀夫『新左翼の遺産』東京：東京大学出版会、2007年。
- 慶應義塾大学 DP 研究センター「藤沢市における討論型世論調査 実施概要」（神奈川：慶應義塾大学、2010年、Retrieved May 31, 2017. <http://keiodp.sfc.keio.ac.jp/wp-content/uploads/fujisawa2/1-abstract.pdf>
- 慶應義塾大学 DP 研究センター「エネルギー・環境の選択肢に関する討論型世論調査 調査報告書」神奈川：慶應義塾大学、2013年、Retrieved May 31, 2017. <http://keiodp.sfc.keio.ac.jp/wp-content/uploads/エネルギー・環境 DP 調査報告書.pdf>
- 五野井郁夫『デモとは何か 変貌する直接民主主義』東京、NHK 出版、2012年。
- 五野井郁夫『議会主義と民主主義の政治』『現代思想』vol. 43-14, 2015年。
- 五野井郁夫「ソーシャル・ネットワークと群れの政治——再魔術化する日本」、御厨 貴 / 飯尾 潤 責任編集、サントリー文化財団「震災後の日本に関する研究会」編『災後の文明』、東京：CCC メディアハウス、2014年。
- 空井護「現代民主政 1.5—熟議と無意識の間」『アステイオン』77号、2012年。
- 田村哲樹『熟議民主主義の困難』京都：ナカニシヤ出版、2017年。
- 千葉眞「代表制民主主義と参加民主主義との確執」、山口二郎・杉田敦・長谷部恭男編『憲法と民主主義を学びなおす』東京：岩波書店、2016年。
- 浜本隆志『海賊党の思想』東京：白水社、2013年。
- 早川誠『代表制という思想』東京：風行社、2014年。
- 山本圭『不審者のデモクラシー』東京：岩波書店、2016年。
- Agora Voting, Retrieved May 31, 2017. <https://agoravoting.com>
- Bohman, James, “Epistemic Value and Deliberative Democracy”, *The Good Society*, 18, 2, 2009. pp. 28–34.
- Bundestag, 2013 “Internetenquete Zieht Nach Drei Jahren Bilanz.” *Deutscher Bundestag website*. 2013. Retrieved May 31, 2017. http://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2013/44022649_kw16_sp_internetenquete/index.html
- Butler, Judith, *Notes Toward a Performative Theory of Assembly*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 2015.
- Dewey, Caitlin, “#Bringbackourgirls, #Kony2012, and the complete, divisive history of ‘hashtag activism,’” *The Washington Post*, May 8, 2014, Retrieved May 31, 2017. https://www.washingtonpost.com/news/the-intersect/wp/2014/05/08/bringbackourgirls-kony2012-and-the-complete-divisive-history-of-hashtag-activism/?utm_term=.4500643bf5b6
- Feldenkirchen, Markus, “Ditching Transparency: Germany’s Pirates Batten Down Hatches”, *Der Spiegel*, 2013, June, 07. 2013. Retrieved May 31, 2017. <http://www.spiegel.de/international/germany/pirate-party-in-germany-grows-wary-of-transparency-a-904408-2.html>
- Haraway, Donna, *Simians, Cyborgs and Women: The Reinvention of Nature*, New York: Routledge, 1991.
- Hardt, Michael and Negri, Antonio, *Declaration*, New York: Argo Navis Author Services, 2012.
- Hardt, Michael and Negri, Antonio, *Assembly*, Oxford: Oxford University Press, 2017.
- Hobbes, Thomas, *Leviathan*, ed. by Richard Tuck, Cambridge: Cambridge University Press. 1991.
- Jochmann, Jakob, “Liquid Democracy In Simple Terms” 2012. 11. 18., Retrieved May 31, 2017. <https://www>

[youtube.com/watch?v=fg0_Vhldz-8](https://www.youtube.com/watch?v=fg0_Vhldz-8)

Macpherson, C. B., *The Life and Times of Liberal Democracy*, Oxford: Oxford University Press. 1977.

O'Donnell, Guillermo, "Delegative Democracy," *Journal of Democracy*, 5(1) January, 194. pp.55-69.

Piketty, Thomas, *Le Capital au XXI^e siècle*, Paris: Seuil, 2013.

Paulin, Alois "Through Liquid Democracy to Sustainable Non-Bureaucratic Government", *Journal of E-Democracy & Open Government*, Vol 6, No 2. 2014, pp. 216-230.

Urbinate, Nadia, *Representative Democracy: Principles and Genealogy*, Chicago: University of Chicago Press. 2006.

Urbinate, Nadia, and Warren, Mark, "The Concept of Representation in Contemporary Democratic Theory", *Annual Review of Political Science*. Vol. 11: 387-412, June 2008.

Virno, Paulo, *General Intellect*. 2001, Retrieved March 19, 2017 <http://www.generation-online.org/p/fpvirno10.htm>

White, Micah, "Clicktivism is ruining leftist activism," *The Guardian*, 12 August 2010. Retrieved March 19, 2017; <http://www.theguardian.com/commentisfree/2010/aug/12/clicktivism-ruining-leftist-activism>;

Between Representative Democracy and Direct Democracy: Participatory Democracy, Deliberative Democracy and Liquid Democracy

<Summary>

Ikuo Gonoï

This paper focuses on presenting and analyzing some of the most important theological models of participatory democracy, deliberative democracy and liquid democracy to emphasize their possibilities and limits. Each of these democratic theories are located between democratic bipolar models—representative democracy and direct democracy— and have explicit commitment to reconsider existing models of representative democracy. Liquid Democracy is both democratic political idea and the open source political voting platform created and practiced by the Swedish and German Pirate Parties as a way to create a scalable and delegate democratic political party in the era of development of the information society and social network. Recently this idea has partly been applied by the working groups of Bundestag (German federal parliament). This paper shows how these three models of democracies can be embedded into the framework of existing democratic bipolar models by attempting to provide theoretical foundations of “mixed government” in democratic theories.

Keywords: representative democracy, direct democracy, participatory democracy, liquid democracy, deliberative democracy, delegate, assembly, voting